

議案第16号

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成26年条例第25号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等  
の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除等し  
たいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第55条第6項中「第4項中」を「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中  
「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」  
とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」に改め、「第5項中」の次に「「前  
項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。